

令和5年度

第3回 姫路市下水道事業経営懇話会

使用料体系の見直し

令和6年3月19日
姫路市上下水道局

使用料改定率の試算結果 ※前回の懇話会資料再掲

使用料算定期間		5年間 (R7～R11年度)			
資産維持率		今後50年間の減価償却費(*)の4.5% ※現有資産分は除く	償却資産簿価の3%	償却資産簿価の1.5%	なし
	考え方の根拠	日本下水道協会編「下水道使用料算定の基本的考え方」	日本水道協会編「水道料金算定要領」	現在の水道料金に算入している資産維持率	—
維持管理費 + 資本費 (A) ※付帯収入は控除		443億円			
資産維持費 (B)		25億円	56億円	28億円	—
(A+B) 必要な使用料収入		468億円	499億円	471億円	443億円
必要改定率		15.8%	23.5%	16.6%	9.7 %

(*) 今後50年間の投資計画に基づき算出

下水道使用料の算定フロー

①財政計画等の策定・確認

- ・施設の整備計画
- ・施設の管理計画
- ・職員の配置計画
- ・排水需要の予測

②使用料算定期間の設定

③収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認

- ・収入の見積（現行使用料体系）
- ・支出（維持管理費、資本費）の推計
- ・収支バランスの確認

④使用料対象経費の算定

- ・管理運営費（維持管理費、資本費）の算定
- ・控除額の算定（公費負担とすべき経費等）

⑤収支過不足の確認

- ・使用料の改定率の目安

⑥使用料対象経費の分解

- ・資本費・維持管理費を、
需要家費・固定費・変動費または固定的経費・変動経費に分解

⑦使用者群の区分

- ・水量区分の設定（水量使用料）
- ・水質区分の設定（水質使用料）

⑧使用料対象経費の配賦

- 経費の性質に応じて配賦
- ・一般排水と特定排水の区分とそれに基づく配賦方法
- ・需要の変動に基づく配賦方法
- ・水質の負荷に基づく配賦方法

⑨使用料体系の設定

- ・基本使用料
- ・従量使用料
- ・水質使用料

※下水道使用料算定の基本的考え方（公益社団法人日本下水道協会）より

下水道使用料の現状

下水道使用料の改定履歴

平成29年度に経費充足率の改善のため使用料の改定を行いましたが、コロナの影響等を考慮し、平成29年度以降は据え置きとしています。

改定年月日	平均改定率	下水道使用料 20m ³ /月(消費税込)	改定理由等	備 考
昭和61年8月1日		650円		
昭和63年4月1日		750円(15.4%)		
平成4年6月1日	S63より25%+消費税	950円(26.7%)		(消費税3%込)
平成6年4月1日	S63より50%+消費税	1,150円(21.1%)		(消費税3%込)
平成8年6月1日	30%	1,500円(30.4%)		(消費税3%込)
平成10年4月1日	20%	1,800円(20.0%)		(消費税等5%込)
平成13年6月1日	8.94%	2,100円(16.7%)	充足率を改善し、(63.8%)一般会計からの補てん財源を減少させる	(消費税等5%込)
平成22年4月1日	4.6%	2,190円(4.3%)	充足率を改善し、(80%以上)一般会計からの補てん財源を減少させる	(消費税等5%込)
平成26年4月1日	—	2,249円(2.7%)	消費税率変更により、税込表示から税別表示に変更する	(消費税等8%別)
平成29年4月1日	9.8%	2,581円(14.8%)	・経費充足率を改善し(80%)、一般会計からの繰入金を減少させる ・基本水量の廃止 ・中口使用者の平均使用量単価を全体平均へ近づける	(消費税等8%別)
令和1年10月1日	—	2,629円(1.9%)	消費税率の変更	(消費税等10%別)

(※)平成10年度以前の使用料改定の理由等については当時の資料が存在しないため不明

下水道使用料 料金表

区分	水量別階層	金額
基本使用料 (1戸(箇所)1月につき)	-	860
従量使用料 (1立方メートル増すごとに 1戸(箇所)1月につき)	10立方メートルまで	17
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	136
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	172
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	202
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	227
	100立方メートルを超え200立方メートルまで	252
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	316
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	367
	1,000立方メートルを超えるもの	385

消費税等別

【下水道使用料の計算例】

・一般家庭で1ヶ月に20m³を使用した場合(税抜き)

① 基本使用料: 860円

② 従量料金 第1段階(0~10m³): 単価17円 × 10m³ = 170円

③ // 第2段階(11~20m³): 単価136円 × 10m³ = 1,360円

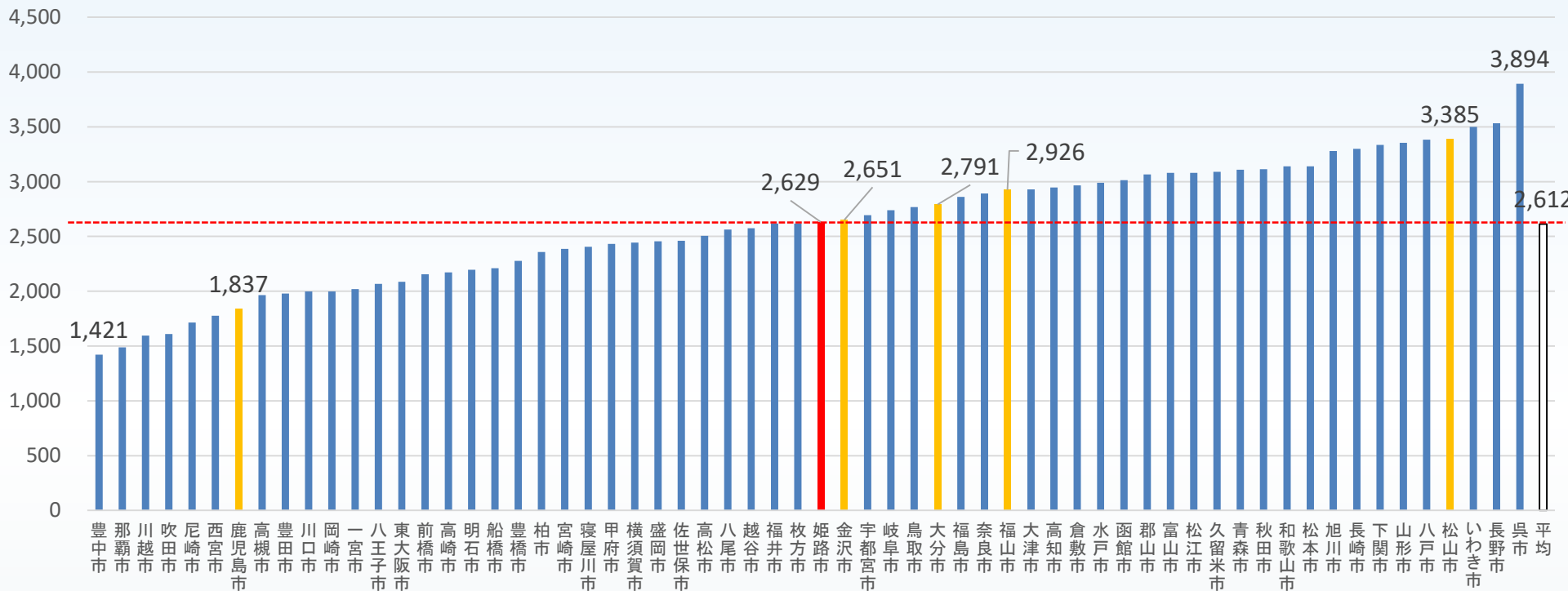
⇒ 下水道使用料: ① + ② + ③ = 2,390円

一般家庭使用料(中核市比較)

(令和5年3月末時点)

(単位 円)

1箇月20m³あたりの使用料(税込)



○類似団体との比較

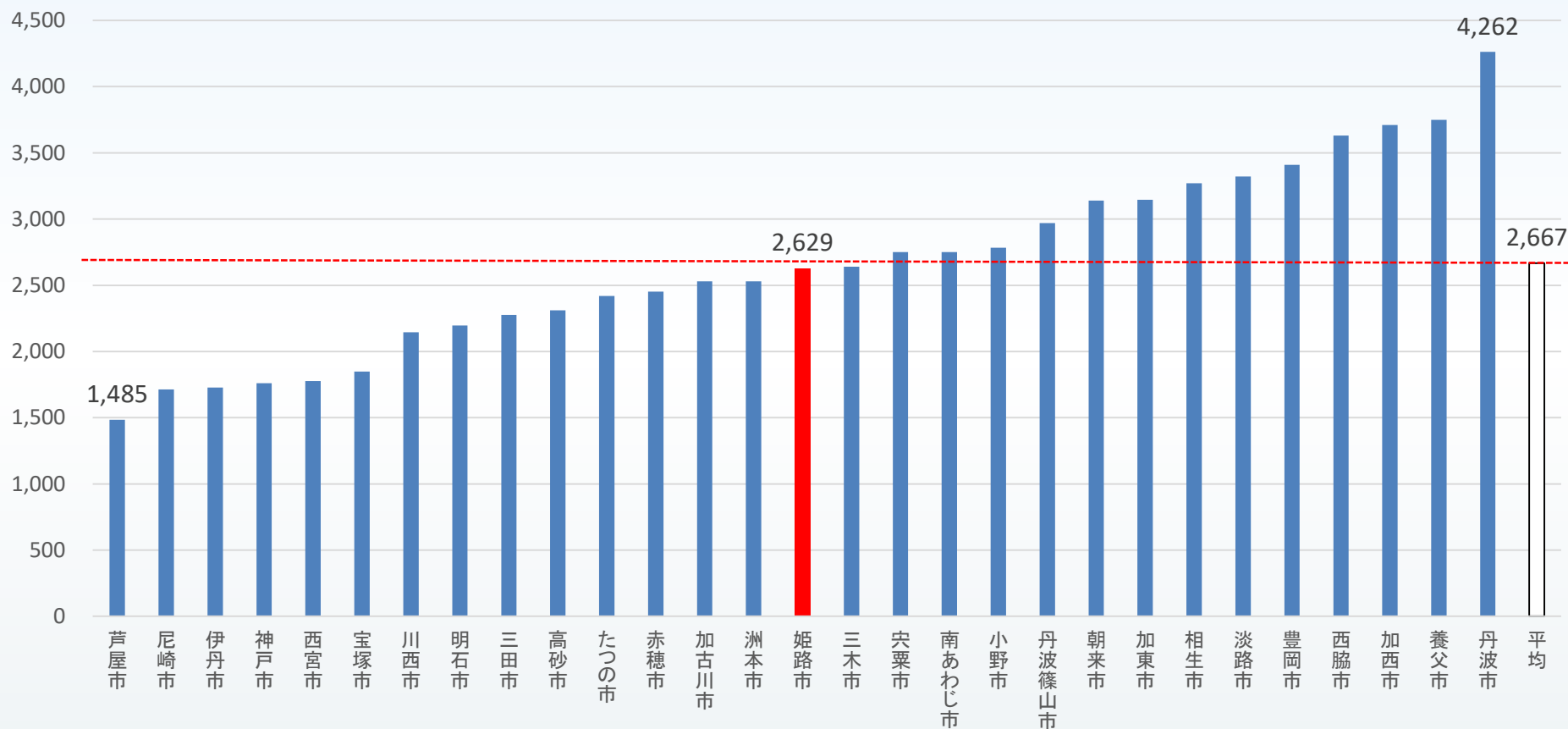
	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	管渠延長 (km)	1か月20m ³ 使用料金
姫路市	525,044	534.56	982.20	2,899	2,629
金沢市	459,916	468.81	981.03	2,293	2,651
福山市	455,277	517.72	879.39	1,900	2,926
松山市	505,948	429.35	1,178.40	1,589	3,385
大分市	474,314	502.39	944.12	1,966	2,791
鹿児島市	589,676	547.61	1,076.82	2,472	1,837

一般家庭使用料(県下市比較)

(令和5年3月末時点)

(単位 円)

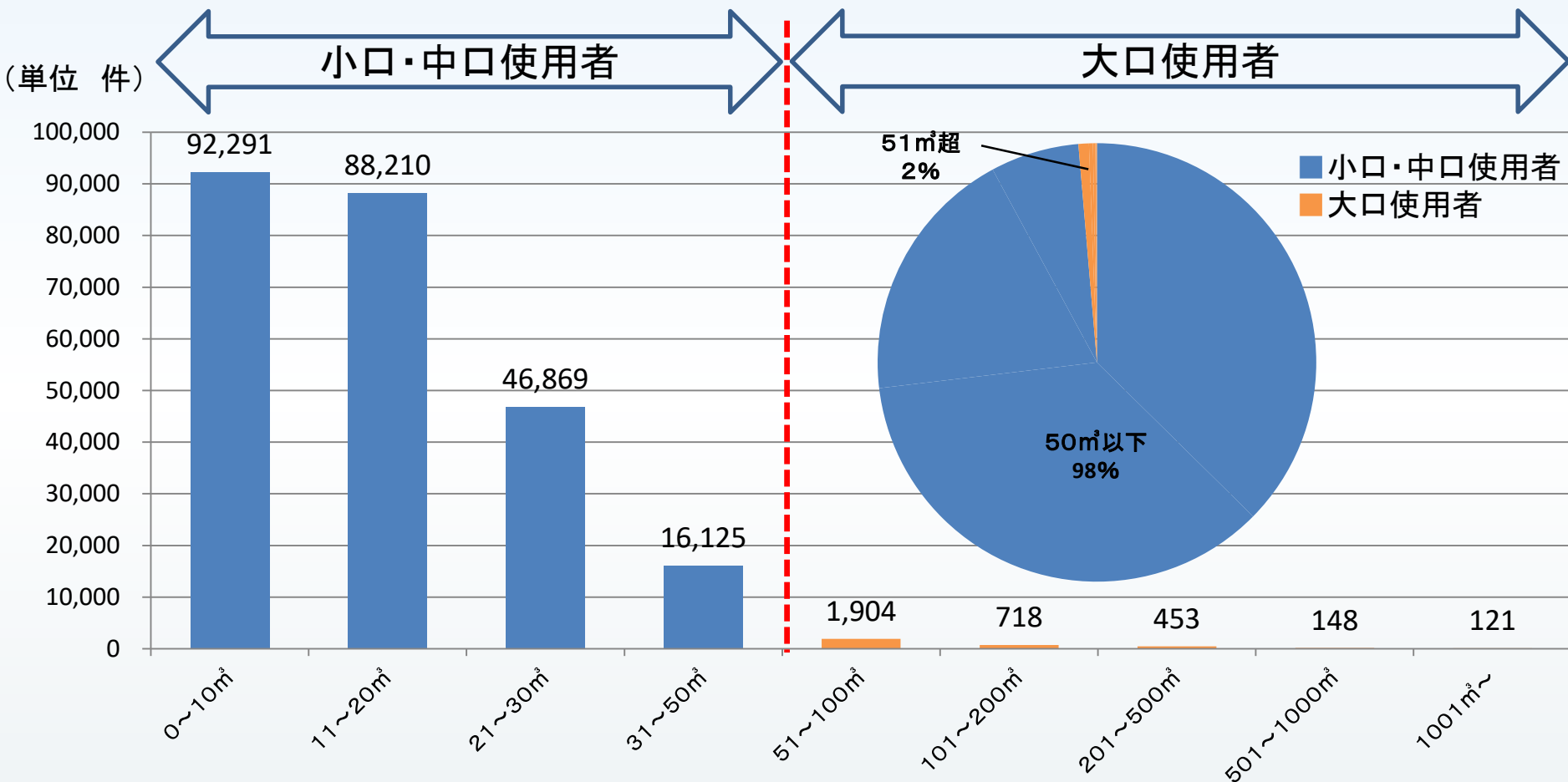
1箇月20m³あたりの使用料(税込)



水量階層別の使用件数

(令和4年度)

月50m³以下の使用者が使用件数全体の98%を占めています。



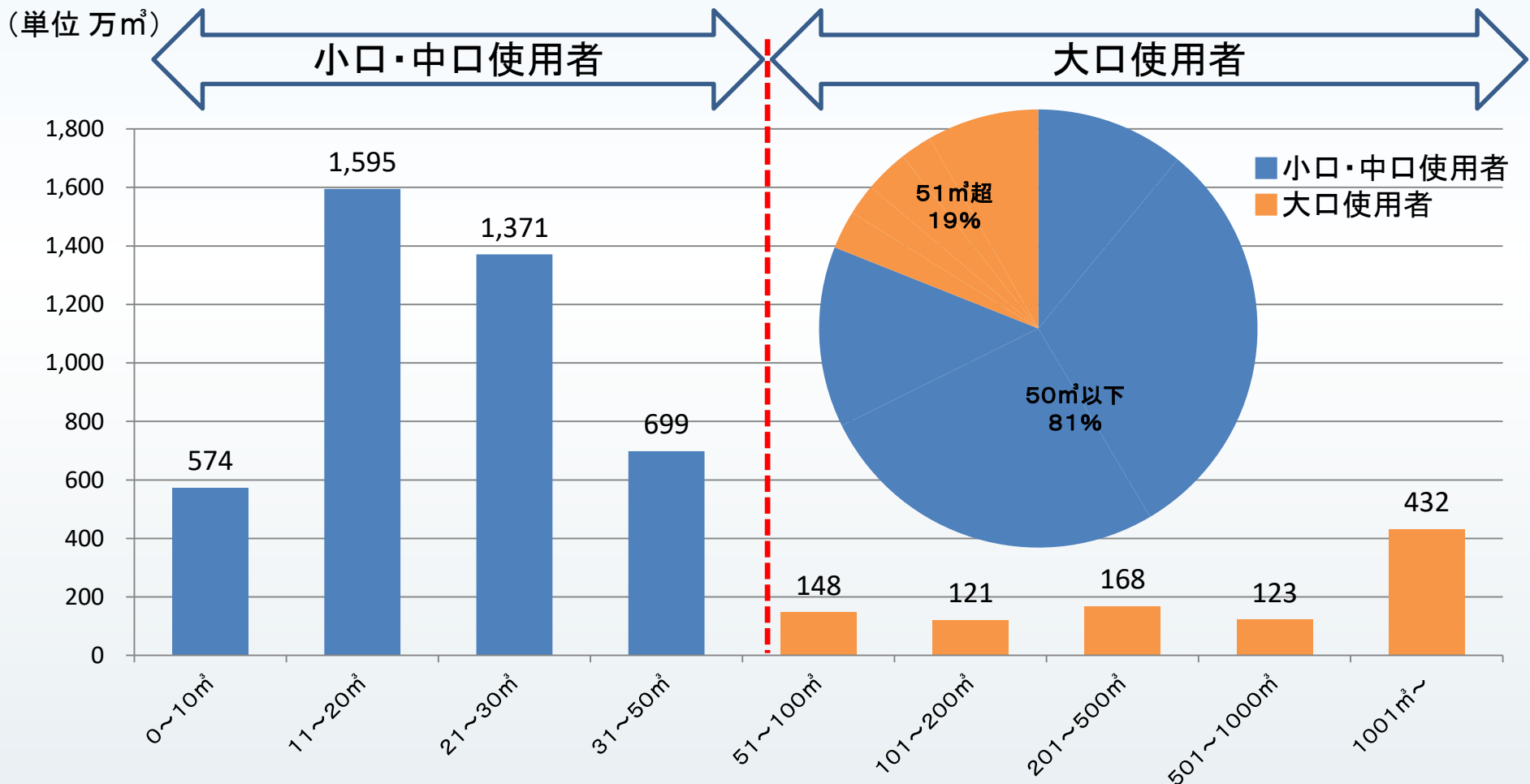
使用者区分 { 小口・中口使用者 : 月 50m³以下の使用者(標準的な一般家庭)
大口使用者 : 月 51m³以上の使用者(事業所等)

水量階層別の年間排出量

(令和4年度)

小口・中口使用者が占める割合は81%で、使用件数の98%に比べて小さくなっています。

大口使用者が占める割合は19%で、使用件数の2%に比べて大きくなっています。



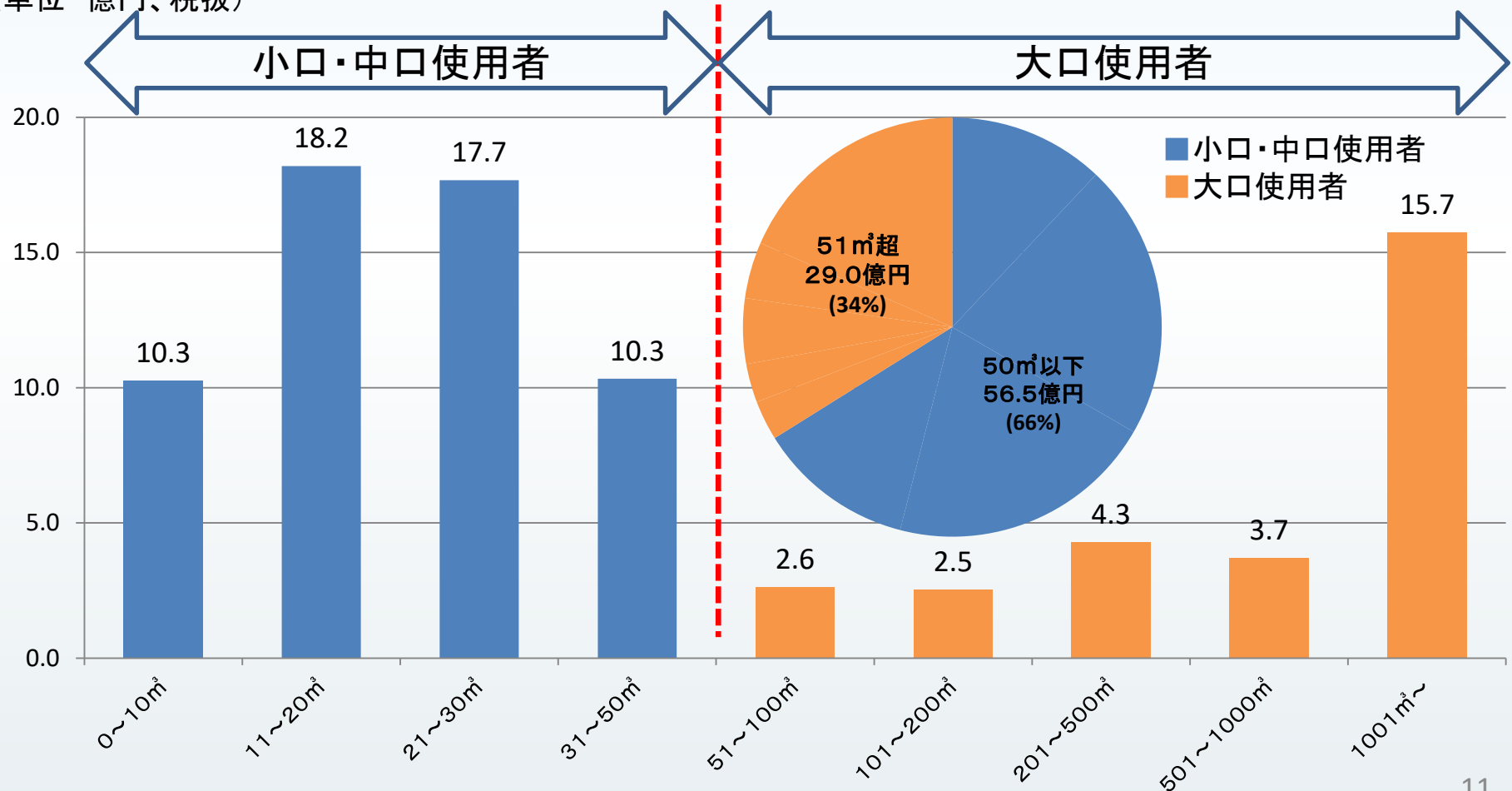
水量階層別の使用料

(令和4年度)

小口・中口使用者が占める割合は66%で、使用件数の98%、排出量の81%に比べてさらに小さくなっています。

大口使用者が占める割合は34%で、使用件数の2%、排出量の19%に比べてさらに大きくなっています。

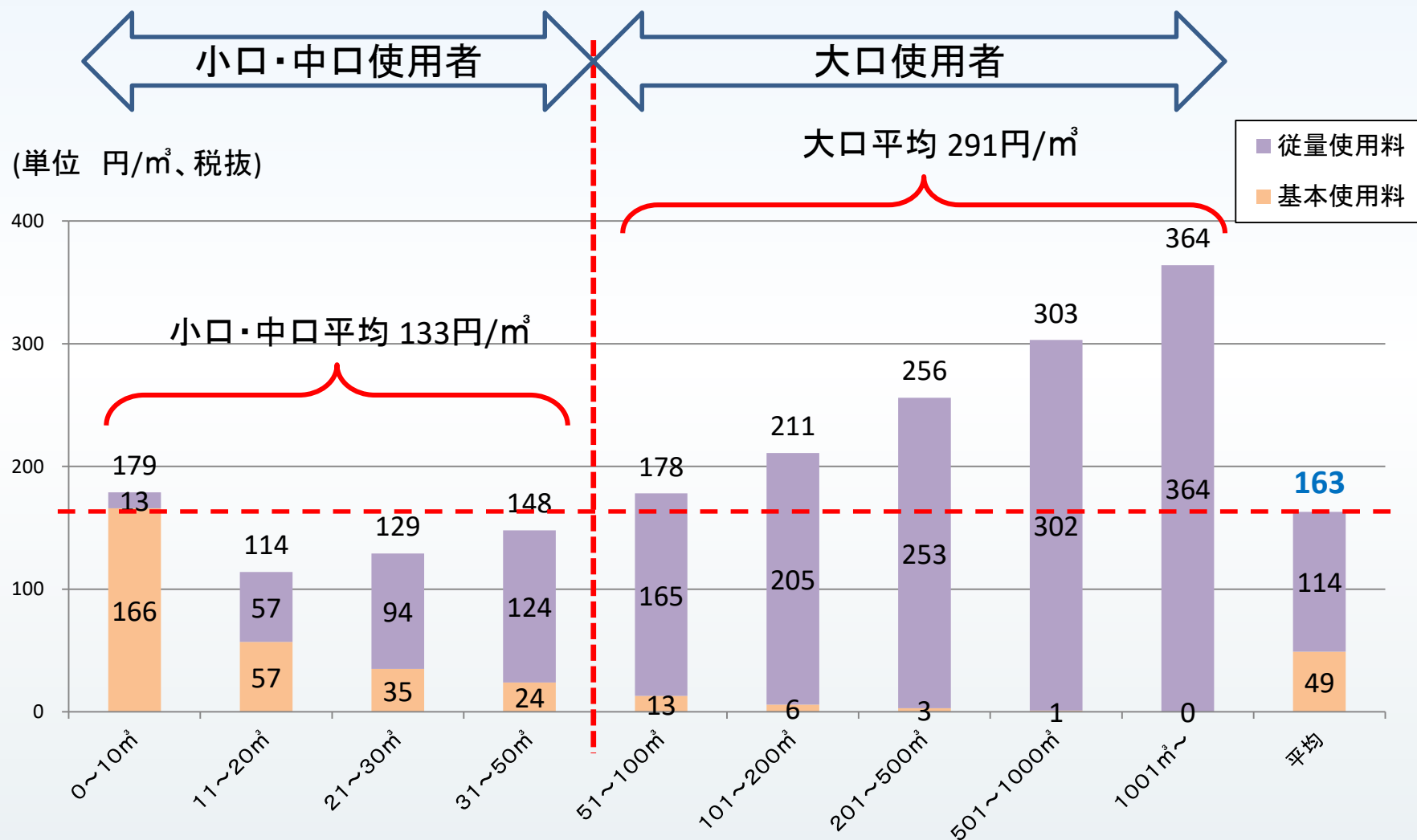
(単位 億円、税抜)



水量階層別1m³あたりの平均使用単価

(令和4年度)

小口・中口使用者の平均使用単価は133円/m³で、全体の平均単価163円/m³よりも低くなっています。



下水道使用料の見直しについて

現在の使用料体系の課題①

①基本使用料の収入割合

- 現行の使用料体系は、政策的配慮から基本使用料は低廉なものとし、大部分を従量使用料で回収する仕組み
- ⇒ 本来は基本使用料で回収すべき費用を従量使用料で回収
- 今後、水需要の減少に伴い、使用料収入のうち、従量使用料が大きく減少する見込み
- ⇒ 従量使用料による費用の回収が困難に



持続可能なライフラインを維持するため、安定した事業収入である基本使用料の収入割合を引き上げる必要があります。

現在の使用料体系の課題②

②逓増型の使用料体系

- 逓増型とは、従量使用料について、使用水量が多くなるほど1m³当たりの使用料が段階的に高くなる使用料体系

⇒ 水需要が減少傾向にある現状においては、需要の減少以上の速さで収入減を招く要因に

- 基本使用料は極力低額とし、また、逓増型とすることで、小口使用に対して、できるだけ低廉な使用料となるよう配慮

- 【令和4年度】使用水量1m³当たりの全体の平均使用単価163円に対し、家庭用(小口・中口)1m³当たりの平均使用単価は133円

⇒ 大口使用者の数が減ると使用料収入が大幅にダウンし、費用回収のために大幅な値上げが必要となる可能性



水需要の変動に影響を受けにくい使用料体系を構築するため、大口偏重の負担構造を見直し、使用者間の負担の公平化を図る必要があります。

使用料体系の見直し方針

基本使用料割合の引き上げ

- 基本使用料割合を現状の30.2%から引き上げ

使用者間の負担の公平化

- 累進度(※)の引き下げを検討 ⇒ 現状の累進度「3.74」について、中核市平均の「2.67(R5.4時点)」に近付ける。(汚水を大量に排出することに伴い、管渠、処理場等の能力を引き上げる必要があるため、排出量が多い大口ほど高い単価を採用することで、ある程度の累進度を設けることは必要)
- 1～10m³使用時の従量使用料単価「17円/m³」(以下「最小単価」という。)の引き上げ(H29改定の際の、基本水量廃止に伴う小口・中口使用者の負担増の激変緩和のため、経過措置として最小単価を低く設定)
 - ⇒ 11m³以上の従量使用料単価(136円～)と比較して著しく低いため、小口・中口負担の激変緩和に配慮しつつ、最小単価を重点的に引き上げ

(※) 累進度・・・従量使用料の最高単価と最低単価の倍率差(自治体により算定方法は異なる)で、この数値が低いほど使用者間負担の公平性が高いことを示す。本資料では、「1m³あたりの従量使用料最高単価」と「10m³使用時の下水道使用料(基本使用料＋従量使用料)／10m³の額(＝1m³あたりの単価)」との倍率を指す。

改定案の作成条件について

改定案	考え方	
改定案① 激変緩和重視 (一律改定)	- 基本使用料、従量使用料ともに<u>一律改定</u> - 改定率が全水量区分で一定、小口・中口使用者の激変緩和を重視した改定案	
改定案② 課題解決重視 「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき算定 (※次ページ参照)	基本使用料	・「下水道使用料算定の基本的考え方(以下「基本的考え方」という。)」に基づき、基本使用料と従量使用料の割合が、本来回収すべき費用の割合に近づくよう、 <u>基本使用料割合を引き上げ</u>
	従量使用料	- 基本使用料収入の増加に伴い、各水量区分の<u>従量使用料単価を引き下げ(最小単価17円/m³は除く)⇒累進度の引き下げ</u> - 基本的考え方では、水量区分毎の単価の設定方法が明確に示されていないため、現行の従量単価の比率に応じて各単価を引き下げ
改定案③ バランス重視 (課題解決 & 激変緩和)	基本使用料	- 基本使用料と従量使用料の割合が、本来回収すべき費用の割合(基本的考え方)に近づくよう、<u>基本使用料割合を引き上げ</u> - 小口・中口使用者の急激な負担増に配慮し、<u>基本使用料割合の引き上げ幅を1%程度に設定</u>
	従量使用料	- 小口・中口使用者の急激な負担増に配慮し、小口・中口使用者の負担増加率の上限を設定(改定率15.8%で35%増まで) - 上記に配慮しつつ、<u>最小単価17円/m³の引き上げをメインに新たな従量使用料単価を設定 ⇒ 累進度の引き下げ</u>

「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく体系の考え方

費用(使用料対象経費)は、「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解された後、基本使用料と従量使用料に配分されます。

使用料対象経費

維持管理費

- ・人件費
- ・動力費
- ・その他維持管理費など

資本費

- ・減価償却費
- ・支払利息
- ・資産維持費 など

※姫路市は費用の約8割が固定費

需要家費

※基本使用料に全額配分

下水道使用量とは関係なく、需要家(使用者)が存在することによって発生する費用
(下水道使用料徴収負担金など)

固定費

下水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために
固定的に必要となる費用(施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息など)

※固定費は、処理施設能力に対する平均処理水量の割合で従量使用料に按分。

⇒基本使用料割合:従量使用料割合=46:54

変動費

※従量使用料に全額配分

概ね下水道使用量の増減に比例して必要となる費用(動力費、薬品費など)

下水道使用料収入

基本使用料

従量使用料

固定費は、本来、全額基本使用料に配分すべきものですが、全額配分すると基本使用料が大幅に高額化し、使用水量が少ない小口使用者の負担が非常に大きくなります。

改定案の検討結果(改定率15.8%)

		改定案① 激変緩和重視	改定案② 課題解決重視	改定案③ バランス重視																																														
基本使用料 割合引き上げ		【基本使用料割合の推移】 30.2% → 30.1% (△0.1%)	【基本使用料割合の推移】 30.2% → 40.3% (+10.1%)	【基本使用料割合の推移】 30.2% → 31.2% (+1.0%)																																														
使用者間の 負担の公平化		【最小単価の引き上げ】 17円 → 21円 (+4円)	【最小単価の引き上げ】 17円 → 20円 (+3円)	【最小単価の引き上げ】 17円 → 36円 (+19円)																																														
		【累進度の引き下げ】 3.74 → 3.69 (△0.05)	【累進度の引き下げ】 3.74 → 2.46 (△1.28)	【累進度の引き下げ】 3.74 → 2.88 (△0.86)																																														
		<table><tr><td></td><td>最低単価 (※)</td><td>最高単価</td><td>累進度</td></tr><tr><td>現行</td><td>103</td><td>385</td><td>3.74</td></tr><tr><td>改定後</td><td>121</td><td>445</td><td>3.69</td></tr></table>		最低単価 (※)	最高単価	累進度	現行	103	385	3.74	改定後	121	445	3.69	<table><tr><td></td><td>最低単価 (※)</td><td>最高単価</td><td>累進度</td></tr><tr><td>現行</td><td>103</td><td>385</td><td>3.74</td></tr><tr><td>改定後</td><td>153</td><td>376</td><td>2.46</td></tr></table>		最低単価 (※)	最高単価	累進度	現行	103	385	3.74	改定後	153	376	2.46	<table><tr><td></td><td>最低単価 (※)</td><td>最高単価</td><td>累進度</td></tr><tr><td>現行</td><td>103</td><td>385</td><td>3.74</td></tr><tr><td>改定後</td><td>139</td><td>400</td><td>2.88</td></tr></table>		最低単価 (※)	最高単価	累進度	現行	103	385	3.74	改定後	139	400	2.88										
			最低単価 (※)	最高単価	累進度																																													
		現行	103	385	3.74																																													
		改定後	121	445	3.69																																													
	最低単価 (※)	最高単価	累進度																																															
現行	103	385	3.74																																															
改定後	153	376	2.46																																															
	最低単価 (※)	最高単価	累進度																																															
現行	103	385	3.74																																															
改定後	139	400	2.88																																															
【小口・中口使用者負担の激変緩和】	【小口・中口使用者負担の激変緩和】	【小口・中口使用者負担の激変緩和】																																																
<table><tr><td></td><td>0m³</td><td>10m³</td><td>20m³</td></tr><tr><td>現行</td><td>860</td><td>1,030</td><td>2,390</td></tr><tr><td>改定後</td><td>996</td><td>1,206</td><td>2,776</td></tr><tr><td>増加率</td><td>16%</td><td>17%</td><td>16%</td></tr></table>		0m³	10m³	20m³	現行	860	1,030	2,390	改定後	996	1,206	2,776	増加率	16%	17%	16%	<table><tr><td></td><td>0m³</td><td>10m³</td><td>20m³</td></tr><tr><td>現行</td><td>860</td><td>1,030</td><td>2,390</td></tr><tr><td>改定後</td><td>1,330</td><td>1,530</td><td>2,860</td></tr><tr><td>増加率</td><td>55%</td><td>49%</td><td>20%</td></tr></table>		0m³	10m³	20m³	現行	860	1,030	2,390	改定後	1,330	1,530	2,860	増加率	55%	49%	20%	<table><tr><td></td><td>0m³</td><td>10m³</td><td>20m³</td></tr><tr><td>現行</td><td>860</td><td>1,030</td><td>2,390</td></tr><tr><td>改定後</td><td>1,030</td><td>1,390</td><td>2,880</td></tr><tr><td>増加率</td><td>20%</td><td>35%</td><td>21%</td></tr></table>		0m³	10m³	20m³	現行	860	1,030	2,390	改定後	1,030	1,390	2,880	増加率	20%	35%	21%
	0m³	10m³	20m³																																															
現行	860	1,030	2,390																																															
改定後	996	1,206	2,776																																															
増加率	16%	17%	16%																																															
	0m³	10m³	20m³																																															
現行	860	1,030	2,390																																															
改定後	1,330	1,530	2,860																																															
増加率	55%	49%	20%																																															
	0m³	10m³	20m³																																															
現行	860	1,030	2,390																																															
改定後	1,030	1,390	2,880																																															
増加率	20%	35%	21%																																															
評 価	基本 使用料	✕ 基本使用料割合が低下	◎ 基本使用料割合が大幅に向上	○ 基本使用料割合が向上																																														
	負担 公平化	△ ・最小単価の引き上げ …… △ ・累進度の引き下げ …… △ ・小口・中口負担の激変緩和 … ◎	△ ・最小単価の引き上げ …… △ ・累進度の引き下げ …… ○ ・小口・中口負担の激変緩和 … ×	◎ ・最小単価の引き上げ …… ◎ ・累進度の引き下げ …… ○ ・小口・中口負担の激変緩和 … ○																																														

(※)最低単価とは、「10m³使用時の下水道使用料／10m³」の額を指す(16ページに記載のとおり)

必要改定率の検討

使用料算定期間		5年間 (R7～R11年度)		
資産維持率		今後50年間の減価償却費(*)の 4.5% ※現有資産分は除く	今後50年間の減価償却費(*)の 2.25% ※現有資産分は除く	なし
	考え方の根拠	日本下水道協会編 「下水道使用料算定の基本的考え方」	日本下水道協会編 「下水道使用料算定の基本的考え方」	—
維持管理費 + 資本費 (A) ※付帯収入は控除		443億円		
資産維持費 (B)		25億円	12.5億円	—
(A+B) 必要な使用料収入		468億円	455.5億円	443億円
必要改定率		15.8%	12.7%	9.7 %

(*) 今後50年間の投資計画に基づき算出

【改定案③】 改定率別 新たな使用料金表(税抜)

項目/改定率	現行	9.7%	12.7%	15.8%
基本使用料割合	30.2%	31.2%	31.2%	31.2%
累進度	3.74	2.95	2.88	2.88

(単位 円)

	基本 使用料	従量使用料								
		1～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 50m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001m ³ 以上
現行	860	17	136	172	202	227	252	316	367	385
9.7%	975 (+115)	34 (+17)	138 (+2)	174 (+2)	204 (+2)	229 (+2)	255 (+3)	319 (+3)	370 (+3)	388 (+3)
12.7%	1005 (+145)	36 (+19)	142 (+6)	178 (+6)	208 (+6)	233 (+6)	260 (+8)	324 (+8)	375 (+8)	393 (+8)
15.8%	1030 (+170)	36 (+19)	149 (+13)	185 (+13)	215 (+13)	240 (+13)	267 (+15)	331 (+15)	382 (+15)	400 (+15)

【改定案③】 改定率別 使用料早見表(税込・月額)

水量(m³)	現行 使用料	9.7%			12.7%			15.8%		
		改定後	差額	改定率	改定後	差額	改定率	改定後	差額	改定率
0	946	1,072	+126	+13%	1,105	+159	+17%	1,133	+187	+20%
5	1,039	1,259	+220	+21%	1,303	+264	+25%	1,331	+292	+28%
10	1,133	1,446	+313	+28%	1,501	+368	+33%	1,529	+396	+35%
20	2,629	2,964	+335	+13%	3,063	+434	+17%	3,168	+539	+21%
50	8,965	9,366	+401	+5%	9,597	+632	+7%	9,933	+968	+11%
100	21,450	21,961	+511	+2%	22,412	+962	+5%	23,133	+1,683	+8%
500	153,450	155,281	+1,831	+1%	157,932	+4,482	+3%	161,733	+8,283	+5%
1000	355,300	358,781	+3,481	+1%	364,182	+8,882	+3%	371,833	+16,533	+5%
2000	778,800	785,581	+6,781	+1%	796,482	+17,682	+2%	811,833	+33,033	+4%

(参考1－1)【改定案①】 改定率別 新たな使用料金表(税抜)

項目/改定率	現行	9.7%	12.7%	15.8%
基本使用料割合	30.2%	30.2%	30.2%	30.1%
累進度	3.74	3.72	3.70	3.69

(単位 円)

	基本 使用料	従量使用料								
		1～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 50m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001m ³ 以上
現行	860	17	136	172	202	227	252	316	367	385
9.7%	944 (+84)	19 (+2)	149 (+13)	188 (+16)	221 (+19)	249 (+22)	276 (+24)	346 (+30)	402 (+35)	422 (+37)
12.7%	969 (+109)	20 (+3)	153 (+17)	193 (+21)	227 (+25)	255 (+28)	284 (+32)	356 (+40)	413 (+46)	433 (+48)
15.8%	996 (+136)	21 (+4)	157 (+21)	199 (+27)	233 (+31)	262 (+35)	291 (+39)	365 (+49)	424 (+57)	445 (+60)

(参考1-2)【改定案①】 改定率別 使用料早見表(税込・月額)

水量(m³)	現行 使用料	9.7%			12.7%			15.8%		
		改定後	差額	改定率	改定後	差額	改定率	改定後	差額	改定率
0	946	1,038	+92	+10%	1,065	+119	+13%	1,095	+149	+16%
5	1,039	1,142	+103	+10%	1,175	+136	+13%	1,211	+172	+17%
10	1,133	1,247	+114	+10%	1,285	+152	+13%	1,326	+193	+17%
20	2,629	2,886	+257	+10%	2,968	+339	+13%	3,053	+424	+16%
50	8,965	9,816	+851	+10%	10,085	+1,120	+13%	10,368	+1,403	+16%
100	21,450	23,511	+2,061	+10%	24,110	+2,660	+13%	24,778	+3,328	+16%
500	153,450	168,051	+14,601	+10%	172,830	+19,380	+13%	177,238	+23,788	+16%
1000	355,300	389,151	+33,851	+10%	399,980	+44,680	+13%	410,438	+55,138	+16%
2000	778,800	853,351	+74,551	+10%	876,280	+97,480	+13%	899,938	+121,138	+16%

(参考2-1)【改定案②】 改定率別 新たな使用料金表(税抜)

項目/改定率	現行	9.7%	12.7%	15.8%
基本使用料割合	30.2%	40.0%	40.2%	40.3%
累進度	3.74	2.55	2.54	2.46

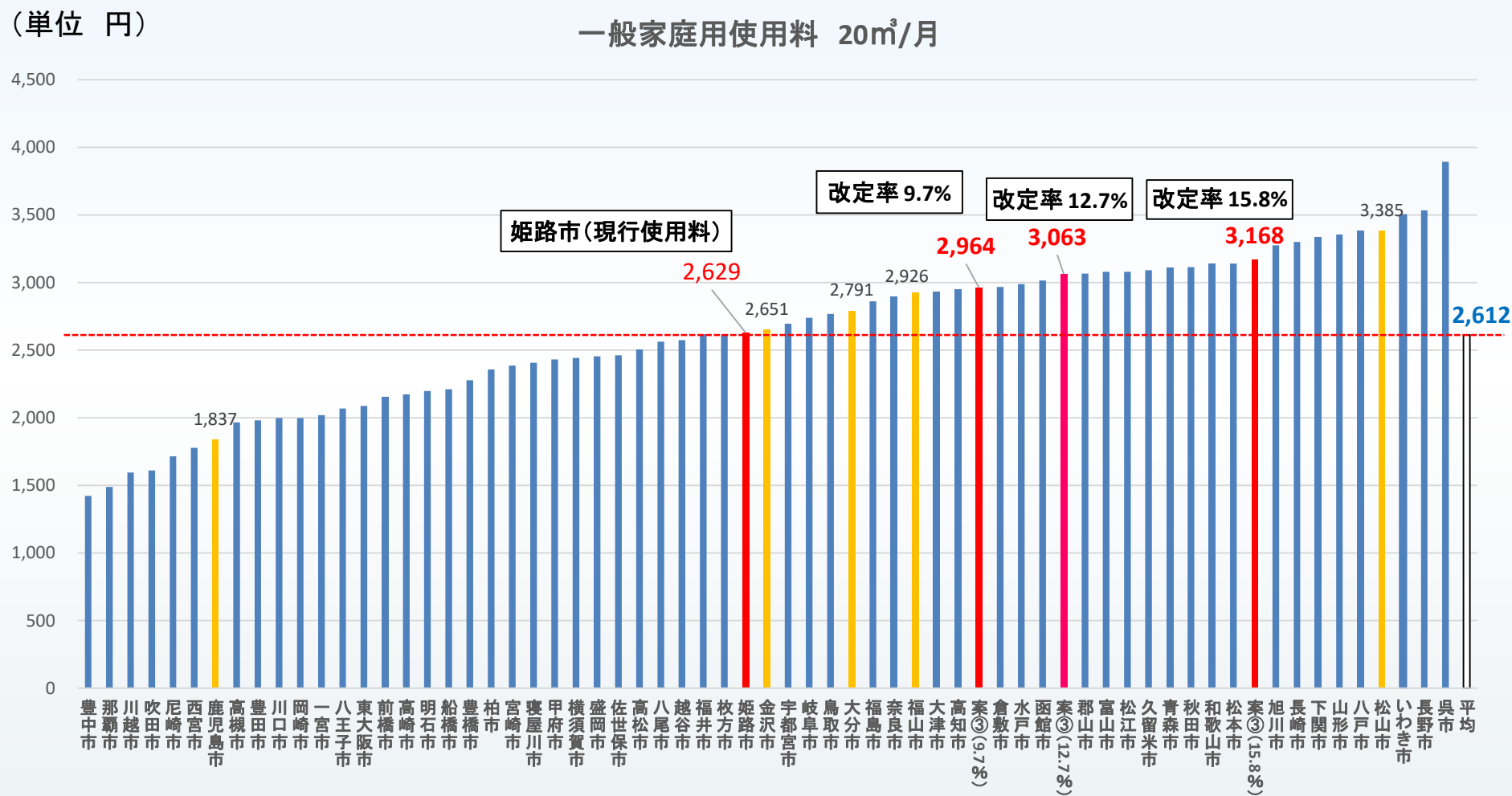
(単位 円)

	基本 使用料	従量使用料								
		1～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 50m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001m ³ 以上
現行	860	17	136	172	202	227	252	316	367	385
9.7%	1255 (+395)	17 (+0)	128 (△8)	164 (△8)	194 (△8)	219 (△8)	230 (△22)	294 (△22)	345 (△22)	363 (△22)
12.7%	1290 (+430)	17 (+0)	131 (△5)	167 (△5)	197 (△5)	222 (△5)	238 (△14)	302 (△14)	353 (△14)	371 (△14)
15.8%	1330 (+470)	20 (+3)	133 (△3)	169 (△3)	199 (△3)	224 (△3)	243 (△9)	307 (△9)	358 (△9)	376 (△9)

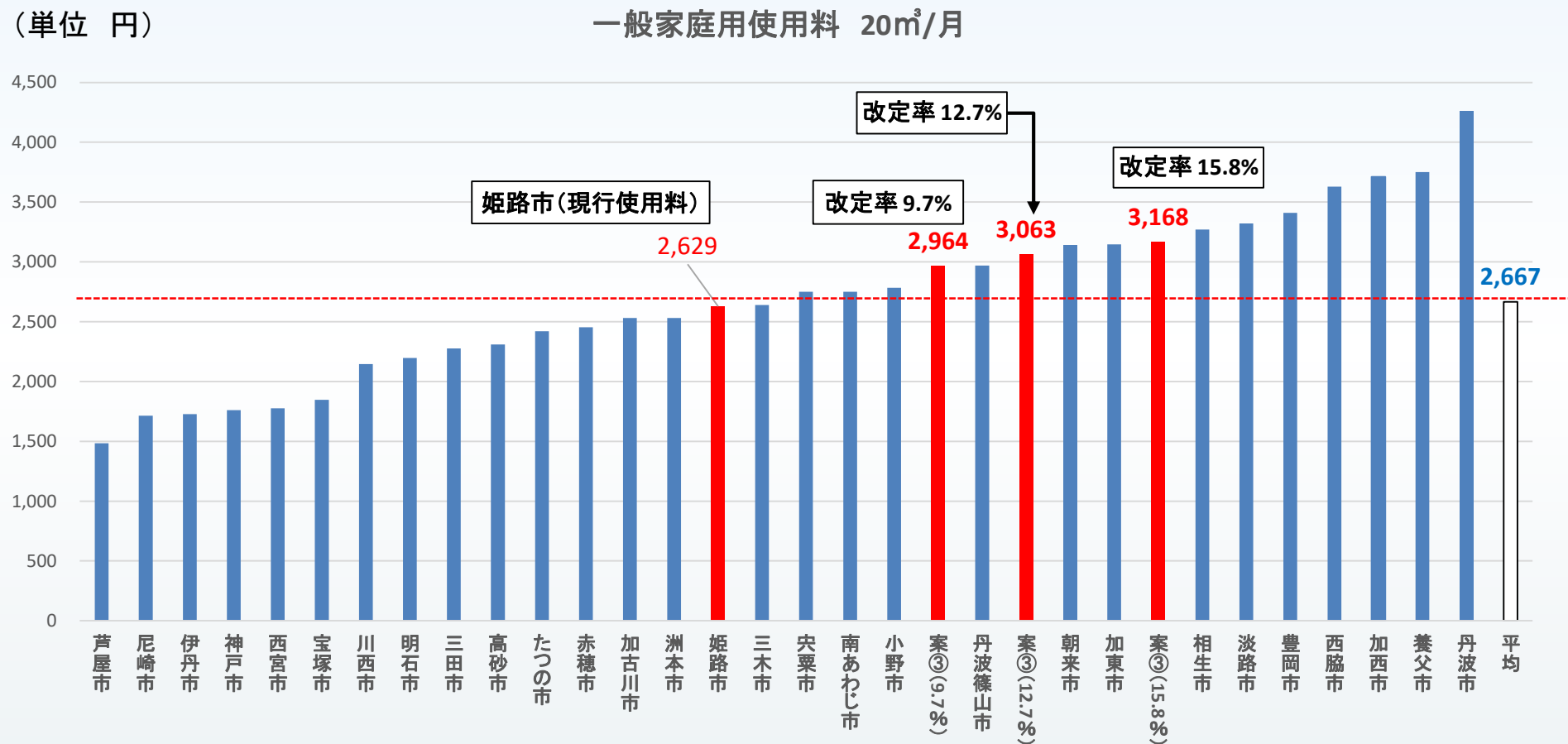
(参考2-2)【改定案②】 改定率別 使用料早見表(税込・月額)

水量(m³)	現行 使用料	9.7%			12.7%			15.8%		
		改定後	差額	改定率	改定後	差額	改定率	改定後	差額	改定率
0	946	1,380	+434	+46%	1,419	+473	+50%	1,463	+517	+55%
5	1,039	1,474	+435	+42%	1,512	+473	+46%	1,573	+534	+51%
10	1,133	1,567	+434	+38%	1,606	+473	+42%	1,683	+550	+49%
20	2,629	2,975	+346	+13%	3,047	+418	+16%	3,146	+517	+20%
50	8,965	9,047	+82	+1%	9,218	+253	+3%	9,383	+418	+5%
100	21,450	21,092	△358	△2%	21,428	△22	△0%	21,703	+253	+1%
500	153,450	143,412	△10,038	△7%	147,268	△6,182	△4%	149,743	△3,707	△2%
1000	355,300	333,162	△22,138	△6%	341,418	△13,882	△4%	346,643	△8,657	△2%
2000	778,800	732,462	△46,338	△6%	749,518	△29,282	△4%	760,243	△18,557	△2%

(参考3-1) 一般家庭使用料(中核市・改定後使用料との比較)



(参考3-2) 一般家庭使用料(県下市・改定後使用料との比較)



參考資料

(参考)使用料金表(税抜) 中核市・類似団体との比較

(単位 円)

	基本 使用料	従量使用料									年間 使用料 収入 (億円)
		1～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³	101～200 m ³	201～500 m ³	501～1000 m ³	1001m ³ 以上	
姫路市	860	17	136	172	202	227	252	316	367	385	89
金沢市	900	1～10 m ³	11～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³	101～200 m ³	201～300 m ³	301～500 m ³	501～1000 m ³	1001m ³ 以上	69
		27	124	129	135	140	146	154	162	171	
福山市	790	1～10 m ³	11～15 m ³	16～20 m ³	21～30 m ³	31～250m ³		251m ³ 以上			59
		20	147	187	228	261		267			
松山市	1,085	1～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³	101～250 m ³	251～500 m ³	501～1000 m ³	1001m ³ 以上	60
		33	197	220	227	245	249	264	279	295	
大分市	1,008	1～10 m ³	11～30m ³		31～50 m ³	51～100 m ³	101～500m ³		501～1000 m ³	1001m ³ 以上	51
		0	153		177	199	221		246	270	
鹿児島市	490	1～10 m ³	11～30m ³		31～50 m ³	51～100 m ³	101～200 m ³	201～500 m ³	501～1000 m ³	1001m ³ 以上	57
		41	87		128	134	175	192	204	215	

(参考)使用料金表(税抜) 近隣団体との比較

(単位 円)

	基本 使用料	従量使用料										年間 使用料 収入 (億円)
		1～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～50 m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001m ³ 以上		
姫路市	860	17	136	172	202	227	252	316	367	385	89	
神戸市	500	1～5 m ³	6～10m ³	11～30 m ³	31～50 m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001～ 2000m ³	2001m ³ 以上	192
		0	20	100	130	155	186	219	234	249	265	
加古川市	900	1～5 m ³	6～10m ³	11～25 m ³	26～50 m ³	51～ 150m ³	151～ 250m ³	250～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001m ³ 以上	36	
		0	40	120	170	220	270	320	370	420		
高砂市	800	1～10 m ³	11～15 m ³	16～30 m ³	31～50 m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001m ³ 以上	11	
		0	100	160	190	240	290	340	380	420		
たつの市	900	1～10 m ³	11～20 m ³	21～40 m ³	41～100m ³	101m ³ 以上					11	
		0	130	160	200	220						
赤穂市	880	1～10 m ³	11～30m ³	31～50 m ³	51～300 m ³	301～1000 m ³	1001m ³ 以上	8				
		0	135	165	200	210	245					

(参考)「下水道使用料算定の基本的考え方(公益社団法人 日本下水道協会)」
に基づく使用料金表(税抜)

(単位 円)

	基本 使用料	従量使用料								
		1～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 50m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001m ³ 以上
現行	860	17	136	172	202	227	252	316	367	385
基本的 考え方 (※)	1255 (+395)	90 (+73)	96 (△40)	144 (△28)	157 (△45)	118 (△109)	112 (△140)	183 (△133)	177 (△190)	194 (△191)

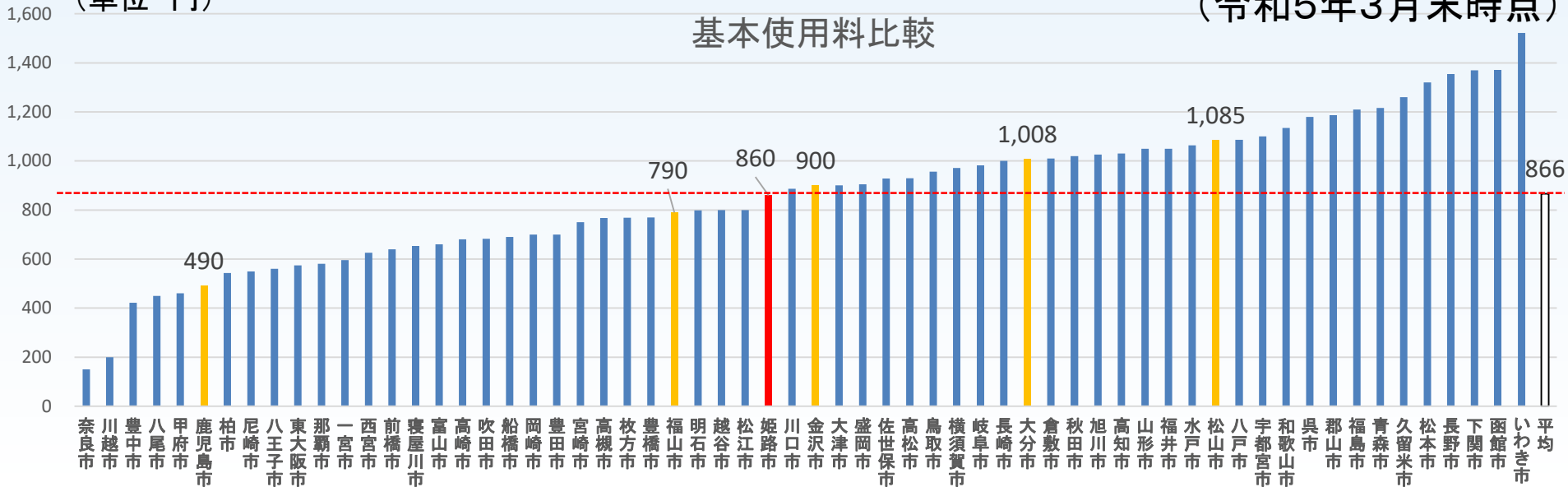
※ 固定費の配賦は、各使用者群における排水需要の変動に基づく方法を採用
(月毎の使用水量の変動幅に応じて負担を調整する方法)

(参考)中核市比較(基本使用料、従量使用料最高単価)

(単位 円)

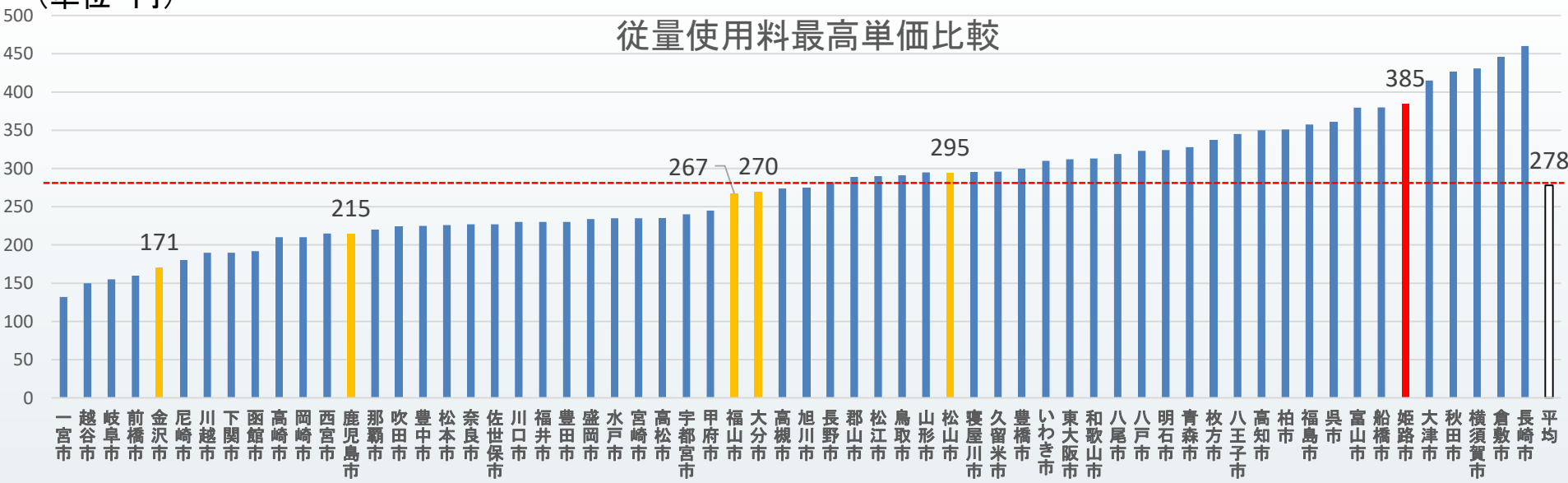
(令和5年3月末時点)

基本使用料比較



(単位 円)

従量使用料最高単価比較



(参考)中核市比較(累進度)

(令和5年3月末時点)

累進度比較

